

# 後志管内における さくらます船釣りはライセンスの取得が必要です。

船釣りでサクラマスを探捕する場合、船舶ごとにライセンスを取得してください。

実施期間

令和6年3月1日～令和6年5月15日

## ライセンス証の取得方法

### (1)申請に必要な書類

- ①申請書  
(所属団体、下記HP、実行協議会事務局から入手できます。)
- ②船舶検査証書の写し
- ③海技免状(小型船舶操縦士免許)の写し
- ④②及び③を必要としない船舶の場合は、住民票  
(発行日から3ヶ月以内)

### (2)申請書の提出方法

- ①団体に加入の方は加入団体を通じ→③
- ②個人の方は直接→③
- ③「石狩後志海区漁業調整委員会事務局」へ提出してください。

### (3)申請書の提出期限

申請書は、原則として、令和6年2月5日までに提出してください。ただし、その後も申請は受け付けますが、さくらます船釣りを開始する日の概ね2週間前までに提出してください。

### (4)ライセンス取得対象船

総トン数20トン未満の動力船(船外機付きゴムボートを含む。)

## ライセンス取得者の決まりごと

- (1)釣獲時間(漁業者適用除外)  
→『日の出から日没』まで
- (2)ライセンス証の常備・章旗の掲揚
- (3)遊漁者の遵守事項の周知  
→釣獲時の遵守事項を十分周知してください。
- (4)釣果報告  
→釣り人から釣果の報告を受け、ライセンス期間終了後速やかに釣果を報告してください。(FAX・メール提出可)
- (5)漁具被害の防止  
→漁具に被害を与えないよう注意してください。
- (6)その他  
→遊漁者によるトローリングは北海道海面漁業調整規則により禁止されています。  
→救命胴衣は必ず着用しましょう。

## ライセンス実施海域



ライセンス実施海域は  
黒塗り部分の海域

## 実行協議会への協力金

ライセンスの申請取りまとめに際し、後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会に対し、次の協力金を納めることになっておりますので、ご協力お願いします。

|             |         |
|-------------|---------|
| 遊漁専業者・遊漁兼業者 | 30,000円 |
| フレジャーボート所有者 | 5,000円  |
| 漁業者         | 3,000円  |

## 船釣りライセンス取得のお願い!

- 船釣りライセンス制は、さくらます資源の保護と適切な漁場利用調整を図るため、海区漁業調整委員会の指示に基づき、一定のルールのもとで船釣りを行う仕組みです。
- 制限海域で「さくらます以外」を目的に船釣りをしても「さくらます」が釣れる場合がありますので、さくらます船釣りライセンスを取得してください。
- 皆さんからいただいた協力金は、章旗や啓発ポスターの作成などに使われるほか、漁業団体が取り組む水産放流事業への協力金として、さくらます増殖事業にも活用されています。

問い合わせ先

◎ 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会事務局 (小樽市漁業協同組合内)

電話 (090) 7709-6923 FAX (0134) 64-7581

※ 海区漁業調整委員会の指示等に関すること  
北海道後志総合振興局産業振興部水産課漁業管理係  
石狩後志海区漁業調整委員会事務局

電話 (0136) 23-1394 FAX (0136) 22-0914

電話 (0136) 23-1395 FAX (0136) 22-0914